

Q

裁判員を辞退することはできないのですか？



A

基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や、重い疾病や傷害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所がそのような事情にあたと認めれば辞退することができます。



70歳以上の人



地方公共団体の 議会の議員 (ただし会期中に限る)



学生、生徒



- ・5年以内に裁判員や 検察審査員などの職務に従事した人
 - ・1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人(辞退が認められた人は除く)
- など



法律等で定められた 辞退事由があって、 裁判員の職務を行う ことが裁判所に行く ことが困難な人

法律等で定められた辞退事由としては、例えば、以下のようなものがあります。

- ・ 重い疾病や傷害
- ・ 同居の親族の介護・養育
- ・ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・ 父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があって、別の日に行うことができない。